

## 20 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する 財政措置等

(厚生労働省)

### ▶ 国の責任の下、実効性のある生活保護制度及び生活困窮者支援となるよう必要十分な財政措置を

生活保護制度は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、本来その経費は全額国庫負担とすべきですが、現状では、その4分の1を地方自治体が負担しています。

京都市においては、これまでから懇切丁寧な対応、徹底した実態把握等の取組を進めてきた結果、保護世帯の増加率は他都市の中でも低い状況にありますが、生活保護に要する費用の負担が財政を圧迫しております。

先般、国においては、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うため、生活保護法の一部改正を行われ、さらには、新たに生活困窮者に対し自立相談支援事業等の支援を行うための所要の措置を講じる生活困窮者自立支援法を制定されました。

これらの法改正及び新法制定では、就労自立給付金の創設や調査権限の拡大等に加え、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策が盛り込まれるなど、一定の評価ができるものと考えておりますが、全額国庫負担、最低限度の生活を保障したうえでの医療扶助の一部自己負担などが盛り込まれておらず、年金制度等社会保障制度全般の在り方の見直しを含めた生活保護制度の更なる改革が必要と考えます。

さらに、生活困窮者自立支援制度における各支援事業については、全額国庫負担（補助）となっておらず、現在全額国庫補助で実施している住宅支援給付事業をはじめ、新法移行後は新たな自治体負担が生じることになります。

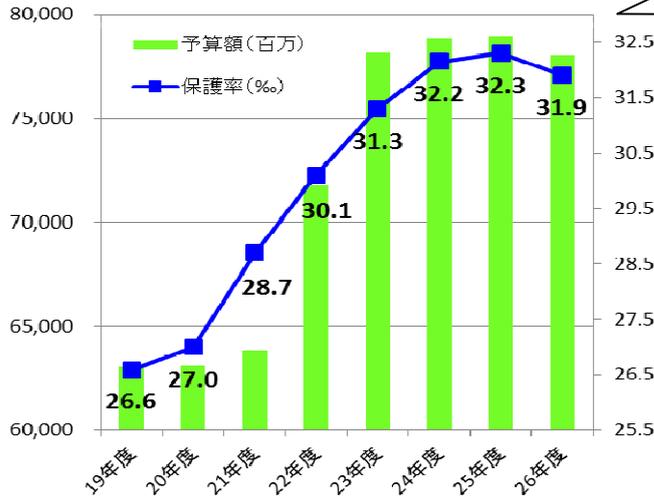
また、生活保護においても、生活困窮者自立支援においても、就労自立の促進は極めて重要であり、全区役所・支所へのハローワーク常設窓口の設置は不可欠です。

国におかれましては、生活保護制度及び生活困窮者支援がより実効性があるものとなるよう、国の責任において、必要十分な財政措置を講じられますよう要望します。

### 提案・要望事項

- 1 生活保護費の全額国庫負担による実施
- 2 医療扶助の一部自己負担の導入など生活保護の適正化に向けた更なる再構築
- 3 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保及び自治体へのハローワーク常設窓口の全区役所・支所への設置

## 本市の生活保護の運営状況



※平成26年度は26年4月時点の数値

21年度以降、保護率は急増  
※21→26年度で14.2億円  
(22.2%)の増

## 生活保護の適正化～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

医療扶助費の割合 44.0% (24年度決算)

- ・医療扶助の一部自己負担導入
- ・保護費と返還金との調整に係る実効性のある制度構築
- ・実施機関の調査権限の更なる強化 etc.

- ・過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置
- ・医療扶助の一部自己負担の導入

- 不正受給等
  - 就労等収入未申告
  - 虚偽の居住実態
  - その他
- 敷金・家賃上限設定

回答義務の創設を官公署のみならず  
**金融機関や就労先まで拡大を!**

申出書の提出がなくても差し引き可能に!

実施機関の調査権限強化

返還金の差し引き等

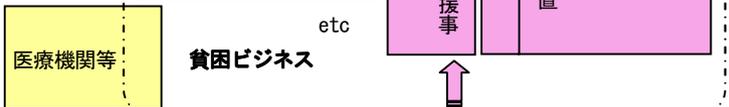
生活困窮者自立支援法の成立 (27年4月施行)

生活保護に至る前段階での自立支援策の強化が図られる

一方で、課題も

住居確保給付金については、これまで全額国庫補助で実施していたが、**新法移行後、負担率は3/4に!!**

**新たな自治体負担が発生!!**



## 就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠!

特に...

**就労に向けた支援の取組 (ハローワークとの連携) が重要!!**

【本市での取組】

京都市内の区役所・支所庁舎内等にハローワークの就労支援コーナーを設置。福祉事務所ケースワーカーと就労支援コーナーのナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者等に対し、就労支援等を実施。

現在、市内の福祉事務所等7箇所ハローワークの就労支援コーナーを設置

《実績》

	就職者数	職業紹介件数	相談件数	求人情報端末利用件数
24	54名	434件	797件	858件
25	308名	1,471件	2,997件	2,501件

※平成24年12月に3箇所設置。  
その後、26年1月に4箇所追加。

**実施箇所の拡充 (全行政区での実施) を求める!**